(提案基準第19号)

社会福祉施設に係る開発又は建築に関する基準

社会福祉施設に係る開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請に係る社会福祉施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設(以下「社会福祉施設」という。)であり、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められるものであること。
- 2 申請者は、当該事業を営む者であること。 また、原則として、申請者において所要の資格免許及び事業認可等を取得しているか、取得する 見込みがあること。
- 3 申請地は、当該施設の利用に照らし適切な規模であること。
- 4 申請の理由は、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- 5 申請に係る予定建築物は、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであり、事業活動に照らし適切な規模であること。
- 6 申請に係る予定建築物の建築について、本市の福祉施策の観点から支障がないものであり、設置 及び運営が本市の定める基準に適合するものであること。

附則

この基準は、2025年(令和7年)10月1日から施行する。